

第23回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年8月19日(水)10:00～
議事堂 601 特別委員会室

- 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）について討議
- 2 その他

本条例の当初立案過程において、各部局から継続中又は策定中として挙げられた計画（平成 13 年 1 月当時）

行政計画等の名称 (平成 13 年 1 月当時)	行政計画等の経緯	現在の担当室
水資源総合利用の基本方向 (平成 4 年 3 月)	(1) 継続している（改正されている場合を含む）：現在の計画名 改正時期（平成 13 年 1 月当時以降改正がない場合はその旨） 改正理由、背景等 改正内容 (2) 廃止された：廃止された計画名 廃止時期 廃止理由、背景等 (3) 他の計画等との統合や他の計画等への継承等を含め整理された：整理後の計画名 整理（統合、継承等）時期 整理（統合、継承等）されることとなった理由、背景等 整理（統合、継承等）された内容 (4) 検討されたが策定されなかった：検討された計画名 策定しないと決定した時期 策定されないこととなった理由、背景等	政策部 土地・資源室
21 世紀三重情報化社会推進プラン	(3) 他の計画等へ整理された：みえ I T 利活用の基本方針 整理時期：平成 17 年 6 月 整理されることとなった理由、背景等： 平成 16 年 9 月に「I T 利活用に係る有識者懇話会」から「県民しあわせプランを推進していくうえで I T の利活用は重要な手段となる」という認識に立った提言を受けたことから、これまで行ってきた情報化への取組を検証するとともに、社会経済情勢の変化、今後注目すべき I T の動向や配慮すべき課題等について検証し、概ね 3 年間を見通した三重県における I T 利活用の基本方針を策定した。 整理された内容： 三重県の I T 利活用を「県民しあわせプラン推進の手段」と位置付け、「地域の多様な主体による活発な情報交流」、「県民との連携、協働、参画」、「誰もが安全で安心できる情報化」、「県民に身近な市町村の情報化」、「行政改革に伴う行政運営の効率的な推進」、「戦略的、総合的な情報化施策の推進」の 6 つの方向性に沿って策定した。	政策部 情報政策室
みえ歴史街道構想むすびのくにづくり	(1) 継続している：みえ歴史街道構想むすびのくにづくり 改正時期(平成 13 年 1 月当時以降改正がない場合はその旨)： 平成 13 年 1 月当時以降改正なし	生活・文化部 文化振興室
みえ文化創書 < 新三重県文化振興ビジョン >	(2) 廃止された：みえ文化創書 新三重県文化振興ビジョン 廃止時期：平成 19 年 3 月 廃止理由、背景等：文化芸術分野を対象とした施策を推進していくため、平成 19 年 3 月三重の文化芸術振興方策を策定し、これに伴いみえ文化創書を廃止した。	生活・文化部 文化振興室
三重県国際化推進プラン	(3) 他の計画等へ整理された：三重県総合計画「県民しあわせプラン」及び戦略計画 整理時期：平成 16 年 4 月 整理されることとなった理由、背景等：三重県国際化推進プランの計画期間は、平成 8 年度から 17 年度までの 10 年間であったが、総合計画及び戦略計画の策定により、共生社会づくり、国際交流・貢献についての取組方向、主な取組内容等を盛り込み、継承する扱いとした。 整理された内容：施策 511 在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進 重点プログラム 6 国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム	生活・文化部 国際室
三重県水道整備基本構想	(1) 継続している：三重県水道整備基本構想（平成 4 年策定） 改正時期(平成 13 年 1 月当時以降改正がない場合はその旨)： 計画目標年度が平成 22 年度のため改正は行っていない。	環境森林部 水質改善室
三重県森林・林業振興基本計画	(3) 他の計画等へ整理された：三重のくにづくり宣言・第二次実施計画 整理時期：平成 14 年 4 月 整理されることとなった理由、背景等：県総合計画の実施計画の策定に取り組み中で、当該計画について個別計画として改訂するのではなく	環境森林部 森林・経営室

	<p>県総合計画に統合することとした。 整理された内容：全体を統合</p>	
三重県農業・農村振興基本計画	<p>(3) 他の計画等へ整理された：三重のくにづくり宣言・第二次実施計画 整理時期：平成14年4月 整理されることとなった理由、背景等：県総合計画の実施計画の策定に取り組む中で、当該計画について個別計画として改訂するのではなく、県総合計画に統合することとした。 整理された内容：全体を統合</p>	農水商工部 農業経営室
三重県水産振興基本計画	<p>(3) 他の計画等へ整理された：三重のくにづくり宣言・第二次実施計画 整理時期：平成14年4月 整理されることとなった理由、背景等：県総合計画の実施計画の策定に取り組む中で、当該計画について個別計画として改訂するのではなく、県総合計画に統合することとした。 整理された内容：全体を統合</p>	農水商工部 水産資源室
みえ産業振興ビジョン	<p>(3) 他の計画等へ整理された：三重のくにづくり宣言・第二次実施計画 整理時期：平成14年4月 整理されることとなった理由、背景等：県総合計画の実施計画の策定に取り組む中で、当該計画について個別計画として改訂するのではなく、県総合計画に統合することとした。 整理された内容：全体を統合</p>	農水商工部 産業集積室

前回の検討会(第 22 回、H20.8.3)における議論を踏まえた論点(座長案)

	第 22 回当検討会(H20.8.3)における左記の論点に関する委員意見(敬称略)
<p>論点 1 条例第 2 条第 1 号について 現在、条例第 2 条第 1 号の規定に基づき議決対象の計画とされているものは、<u>県の総合計画である「県民しあわせプラン(平成 16 年 4 月策定)」のみである。</u> <u>このことについて、どのように考えるか。</u></p> <p>また、議決対象の計画は、「<u>計画期間が 5 年を超えるものに限る</u>」としているが、この<u>計画期間(年数規定)について、見直しが必要か。</u> <u>なお、仮に、見直すのであれば、その年数規定の合理性が説明される必要がある。</u></p>	<p>1-1 総合的な計画については県民の関心が高いものであるので議決対象とするのは当然と考える。現行の計画としては、県民しあわせプランだけでなく、戦略計画も議決対象とすべきと考える(中森)</p> <p>1-2 総合的な計画については、県政の基本、根幹となるものであり、県民の関心も高いものであるので、当然議決対象とすべきである。しあわせプランだけでなく、戦略計画も議決対象とすべき(岩田)</p> <p>1-3 上記 1-1 の理由から、第 2 条第 1 号の年数規定は、現行の 5 年超から見直すべきと考える(中森)</p> <p>1-4 第 2 条第 1 号の年数規定については、現行の 5 年超を見直して、それより短い一定の期間とすべきである(岩田)</p>
<p>論点 2 条例第 2 条第 2 号について 条例第 2 条第 2 号における「<u>県行政の基本的な施策に係る計画(法令又は他の条例に定めのあるものを除く。)</u>」の対象について、<u>どのように考えるか。</u> この規定に基づき、これまでに 2 本の計画(三重県新エネルギービジョン(変更)「<u>美し国おこし・三重</u>」三重県基本計画(策定))について議決が行われている。 <u>仮に、この対象について見直すのであれば、イメージが統一されるなど明確かつ合理的で普遍的な概念が構築される必要がある。</u>なお、その際には、<u>現在想定することは困難であるが、今後新たな形態、内容、対象範囲等を持つ計画が策定されることに留意する必要がある。</u></p>	<p>2-1 執行部の作成する計画のうち、その策定経緯やその計画の県民に与える影響をかんがみて、県政において重要な計画を議決の対象として、議会で審議することとすべきである。 例えば、今後の県の財政に与える影響が大きい新博物館基本構想や、県民の健康維持や地域の機能維持に大きな影響を与える三重県立病院改革プランなどは、議決対象とすべきと考える(大野)</p> <p>2-2 年数規定だけでは、県行政にとって重要な計画を整理することはできないと考える。従って、年数規定と計画の内容による基準との 2 つの基準のいずれかに該当するものは議決対象とするよう見直すのが適当と考える。 計画の内容による基準については、例えば教育、多文化共生、農業、林業等の、県行政にとって重要な分野における基本的な計画を策定するに当たっては議決を求めることとすべきと考える。なお、年数規定については、知事はその任期を視野に入れて推進する施策とするものは、その計画期間が 4 年となるので、4 年以上の計画は議決対象とすべきと考える(杉本)</p> <p>2-3 この条例の立案時において、議決対象となる計画の例として 20 本の計画が挙げられた。現行では、これら 20 本の中には議決の対象となっていないものもあるところであるが、これら 20 本の計画が対象となるよう、かつ計画の中身で議決の対象であるか否かが判断できるよう基準を見直すのが適当と考える(中村)</p> <p>2-4 議決対象となる計画が選定されるに当たって、県民の関心や各議員の思い入れ、時代の趨勢などの観点が反映されるような基準を設け、それを条例上規定することは、困難と思われる(西塚)</p> <p>2-5 線引きすることが困難とは思いますが、県民の関心の高い計画が議決対象になるような基準とすべきと考える(岩田)</p> <p>2-6 検討会やその他の場を設けて執行部の策定した計画について議論することで、この条例の趣旨は達成できるものである。一概に、議決対象となる計画を拡大すれば良いという訳でなく、条例第 2 条第 2 号の規定については見直す必要はない(真弓)</p>
<p>また、論点 1 と同様、<u>これの計画期間(年数規定)について、見直しが必要か。</u></p>	<p>2-7 第 2 条第 2 号についても年数規定は必要で、現行の 5 年超は妥当と考える(岩田)</p> <p>2-8 総合的な計画以外の計画については、現行の規定に基づいて議決されているものが少ないので、議決対象となる計画が拡大する方向で年数規定を見直すべきと考えている。 年数規定について、現行は 5 年超であるが、議会において審議されることが現実的に可能又は妥当な程度であって、かつ県行政において重要な計画が含まれる程度として、3 年～ 4 年とするのが適当と考えている(中森)</p> <p>2-9 仮に、その目標年度が 2 年後など短期的な計画であったとしても、その計画は、中長期的な視点から策定された場合やあるいは中長期的な政策の方向付けをしてしまうものである場合などがある。 県政にとって重要な計画というものを、年数規定で整理することはできないので、年数規定は撤廃するのが適当と考える(大野)</p>